

平成 26年 6月 議会

第1委員会報告資料

目 次

- | | | | | |
|---|--------|-------------------------------------|-------|-----|
| 1 | 報告第26号 | 街区表示板の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について | | 1 頁 |
| 2 | 報告第31号 | 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について | | 5 頁 |

市 民 局

街区表示板の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、街区表示板の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、平成 26 年 6 月 9 日次のように専決処分した。

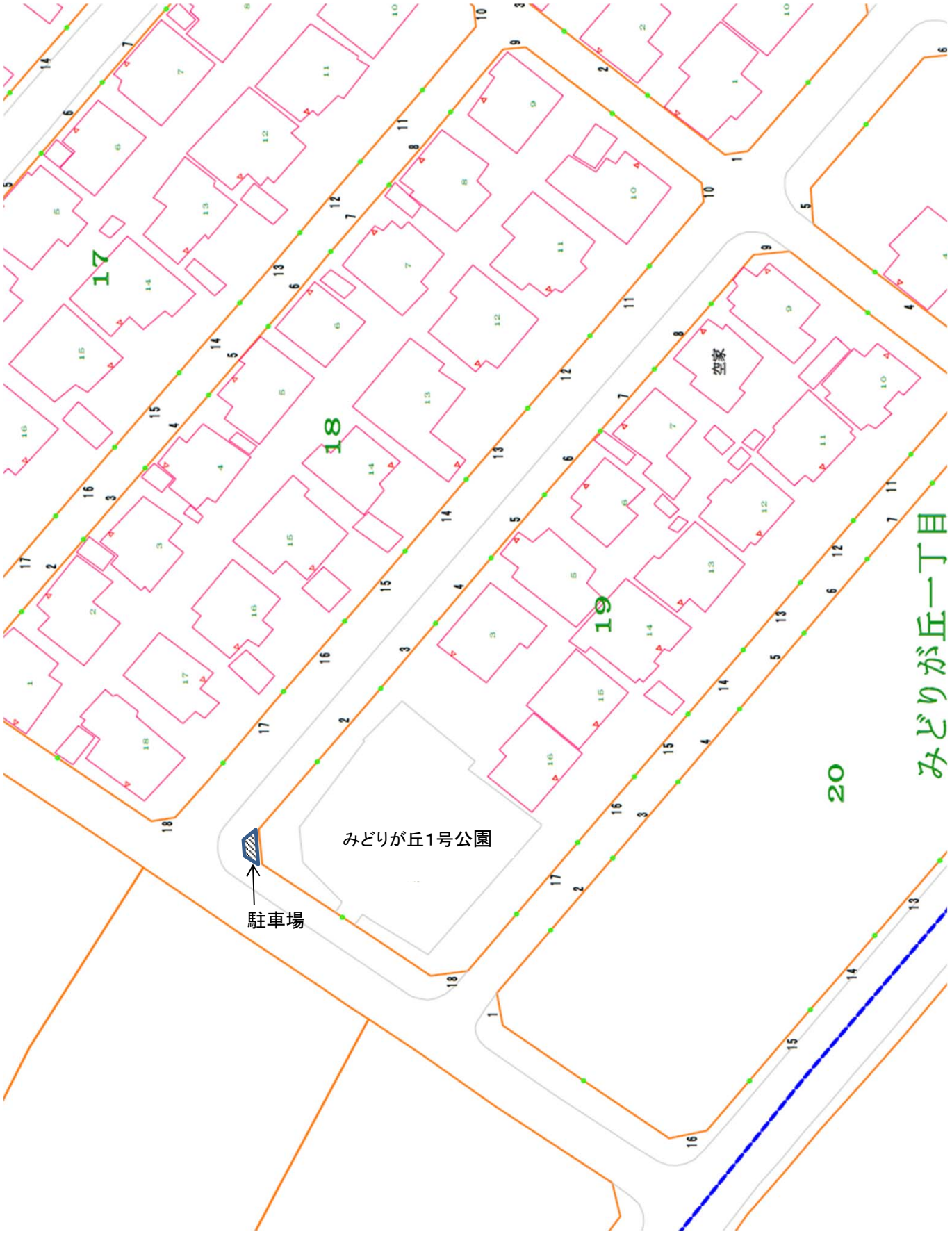
1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	146,297 円

2 事件の概要

平成 26 年 1 月 17 日午後 1 時 50 分頃、市内東区みどりが丘一丁目 19 番地内のみどりが丘 1 号公園のフェンスに設置されていた街区表示板の下部を固定する針金が外れていたため、当該表示板が風にあおられ、同公園に隣接する駐車場に駐車しようとして進行していた相手方〇〇〇〇氏所有の軽自動車に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。

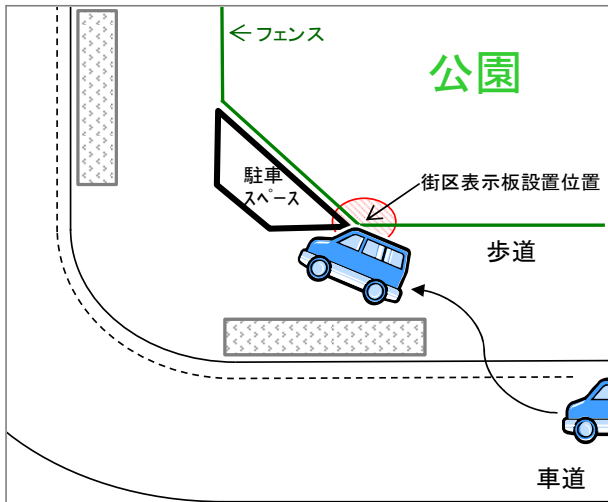
見取り図



●現場写真



●事故状況図



<街区表示板>



●車両の損傷箇所



<運転席側後方ドア>



<運転席側後方ドア及びタイヤハウス上方>



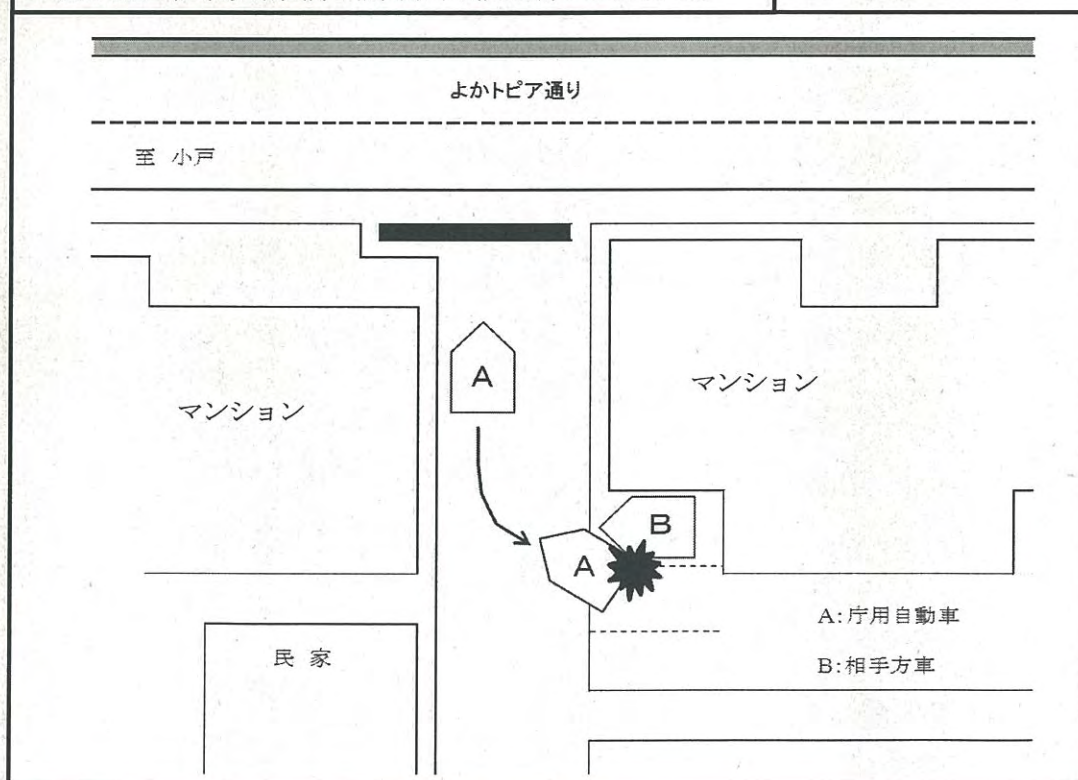
事 故 報 告 書

事故発生日時	平成26年 3月18日(火曜日) 午後2時00分頃 天候: 晴れ		
事故発生場所	福岡市早良区西新7丁目15-26 駐車場内		
相手方	住所	(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	
	氏名		
事故の概要	<p>平成26年3月18日午後2時頃、市民局スポーツ推進部スポーツ事業課の職員が、福岡マラソン業務のため、財政局財政部自動車管理事務所所管の軽自動車で早良警察署の前まで到着したが、満車で進入できず、Uターン場所を探していたところ、住宅街に入り込んで前方が行き止まりになった。方向転換のため車両を後退させてマンション駐車場内に進入した際に、右後方に駐車していた相手方〇〇〇〇所有の無人の普通乗用自動車に接触し、当該車両を破損させ、損害を与えたもの。</p>		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	フロントバンパーカバーの損傷 損害額 106,239円
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	右後部バンパーの損傷 (自動車管理事務所にて補修)
過失割合	相手方 0 割	本市 10 割	
損害賠償額	106,239円		

事故現場見取図

(※) 当該地図は著作権法上の規定により、
掲載しておりません。

拡大図 (事故現場住所: 福岡市早良区西新7丁目15-26)



被害状況写真



相手方の普通乗用自動車

フロントバンパーカバーの損傷



市側の庁用自動車

右後部バンパーの損傷